

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

保健福祉部 障がい福祉課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p data-bbox="225 456 785 521">No.8 貸与を受けている公有財産の管理について</p> <p data-bbox="225 607 785 864">検出事項に記載のとおり(146頁参照)、①シール管理が不十分、②貸与公有財産を外部持出する際の「持出簿」がなく、所在が不明確、③「指定管理協定書」における貸与公有財産を他の組織が使用している、④「指定管理協定書」の記載誤り、といった事例が検出された。</p> <p data-bbox="225 875 785 940">公有財産は市民の財産であるから、管理体制の整備運用の充実が必要である。</p>	<p data-bbox="809 456 1369 521">No.8 貸与を受けている公有財産の管理について</p> <p data-bbox="809 607 1369 672">①の備品の管理シール剥がれは、往査での指摘後すぐに対応した。</p> <p data-bbox="809 683 1369 790">②については、備品持出簿を作成し、所在を明確にし、備品を外部に持ち出す際の管理の徹底を図った。</p> <p data-bbox="809 801 1369 978">③④は、原則転貸は認めていないことから、平成30年度中に「指定管理協定書」を変更し、松山市社会福祉事業団が使用していない公有財産は貸与しないこととした。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

保健福祉部 障がい福祉課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p data-bbox="226 459 783 526">No.9 【情報セキュリティ管理体制の整備と運用について】</p> <p data-bbox="226 607 783 869">松山市社会福祉事業団は、実施する事業の関係から、事業を利用する高齢者及び障害者、児童の個人情報を保有することになる。かかる個人情報は万全の体制をもって保護されるべきであるが、検出事項に記載のとおり（147 頁参照）、情報セキュリティ管理体制は脆弱かつ不十分である。</p> <p data-bbox="226 875 783 981">なお、松山市の指導のもと、情報セキュリティ管理体制整備への取組が行われており、管理体制は改善されてきている。</p>	<p data-bbox="812 459 1361 526">No.9 【情報セキュリティ管理体制の整備と運用について】</p> <p data-bbox="812 607 1369 674">平成 29 年 11 月から順次、次のように対応した。</p> <p data-bbox="842 680 1369 831">(1)情報セキュリティ基本方針を策定し、個人情報の管理や情報管理責任者に関する規定を整備し、職員に周知した。</p> <p data-bbox="842 837 1369 943">(2)アクセス制限については、職員が使用するパソコンや共有フォルダに、パスワードを設定した。</p> <p data-bbox="842 949 1369 1137">(3)セキュリティ状態の維持については、自動アップデートを取り入れ、機械的に管理することに加え、保有するパソコンなどの資産台帳を作成し、管理体制を強化した。</p> <p data-bbox="842 1144 1369 1332">(4)USB などの外部記憶媒体については、管理簿を作成するとともに、使用後は原則データを削除し、データを保持する場合は鍵のかかる場所で保管することとした。</p>